

青森県地域・自治体問題研究所 会報

2015年10月30日 第88号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

第15回自治体・地域づくりセミナー開かれる

第15回自治体・地域づくりセミナーは9月19日（土曜日）、弘前の市立観光館（追手門広場内）で開かれました。

まず、自治体問題研究所理事長の岡田知弘氏が「地方創生と地域循環型経済～地域再生の道を考える～」というテーマで約2時間の講演を行いました。

地域からものをみることが重要。

講演で岡田氏は、「1990年代半ば以降、大規模な震災、水害などがあいつぐ中で、住民の命と基本的人権を尊重し、自然環境との共生をいかに図っていくかという重い課題が国や自治体、主権者である住民に突きつけられている。こうした中で、地域からものをみることが重要であり、人間生活の再生産という視点からとらえることが必要だ」と強調しました。

国や地方自治体が誰のためにあるべきかが、鋭く問われている時代である。

そして地域というのは人間生活の再生産という根本的視点か

らとらえるべきであり、何よりも自然条件を基礎にした「人間の生活の領域」＝「基礎細胞」と「資本の経済活動の領域」に分離される。そして、だれが地域の経済、住民の暮らしを担うのかを考える場合、一方にグローバルに自由に移動できる多国籍企業と、他方では地域に固着した住民・企業・産業があり、地域経済をつくり、維持する最大の経済主体は中小企業・業者、農家、協同組合、NPO、そして地方自治体であり、それらの力をつけることこそ重要であると指摘しました。そして、いま国や地方自治体がだれのためにあるべきかが鋭く問われている時代であるとしています。

そうしたことを前提にして。

- I 安倍流「富国強兵」型国家づくりと「究極の構造改革」としての道州制・TPP。
- II 日本創成会議・増田レポートの「自治体消滅」論の意味—ショックドクトリン。
- III 「増田レポート」を検証する～値域再生の正しい処方箋をつくるために～。
- IV 地域を「活性化」するとはどういうことか。
- V 地域の活性化，地域づくりの具体例から学ぶ。
- VI 地域再生の対抗軸と地方自治体の役割。
- VII グローバル競争に左右されない個性あふれる地域経済・社会の再構築。

の7点にわたって詳細に説明が行われました。

次に大竹進氏が「知事選挙を戦って～青森県の課題と県民目線の政策を考える」と題して、報告を行いました。

最後に「研究所15年の成果と今後の課題」について、岡田知弘氏、大竹進氏、奥村榮氏による意見交換会が行われました。

参加者は全体で 37 人でした。◎自治体学校に対する助成金の不交付問題。

今年の第 57 回自治体学校は 7 月 25 日から 27 日まで金沢で開かれました。この実施にあたっては石川県や石川県議会などの後援も受けていました。

しかし今回は助成金が交付されなかったということです。

詳しい内容は「住民と自治」に載っていますが、その理由として石川県観光振興課は電話で、自治体学校での宮本憲一氏の記念講演の内容を紹介する文章の一部に、「安倍内閣の政策は憲法を無視し、戦後民主主義＝地方自治を危機に陥れている。」という文章があり、それが政治的表現にあたるため選挙管理委員会が判断し、自治体学校は政治活動にあたるため助成対象外だという連絡があったということです。

自治研としては、観光振興課の判断は受け入れられない旨を通知し、正式な申請書を送付したけれども、その後も判断は変わらず、書面での回答も行われていないということです。

自治研としては

「研究者が、ときの政府の政策を『憲法』との関係で評価することは、至極自然なことであり、『安倍政権』や『政策』に批判的に言及することも同様である。・・・憲法学・行政法学，政治学・行政学等の社会科学系の研究者が，学会以外の場で現状について批判的な見解を述べたり，そのような講演を聞いたりすることが包括的に『政治活動』となるならば，社会科学の研究者にあまりに差別的なものである。」

「現政権は、閣議決定による憲法解釈変更を行い、憲法研究者等が違憲と判断する法律を制定しており、その意味で憲法が『政治問題化』している。そして、そのような動向に呼応するかのよう
に、憲法を活かそうとする市民の活動について、政治的なものとして一部の自治体がかかなり消極的な対応を取り始めている。」

「しかし、『政治問題化』していようとも、自由な意見の表明や集会の開催には憲法の保障が及んでおり、『政治問題化』を理由に抑圧する『政治的判断』は見過ごすことができない。」

「観光振興課のような対応が一般化すれば、市民の活動にとって、抑圧的な影響が極めて大きなことになる。」としています。

(詳しいことは「住民と自治」11月号を参照してください)。

◎行政法学者が声明

今回の沖縄翁長知事による、前仲井眞知事が行った辺野古埋立承認に対する取り消しにあたって、国が行った不服審査請求について、行政法学者 93 名が次のような声明を発表しました。

辺野古埋め立て承認問題における政府の行政 不服審査制度の濫用を憂う。

2015年10月23日

行政法研究者有志一同

周知のように、翁長雄志沖縄知事は去る10月13日に、仲井眞弘多知事が行った辺野古沿岸部への米軍新基地建設のための公

有水面埋立て承認を取り消した。これに対し、沖縄防衛局は、10月14日に、一般私人と同様の立場において行政不服審査法に基づき国土交通大臣に対し審査請求をするとともに、執行停止措置の申立てをした。この申立てについて、国土交通大臣が近日中に埋立て承認取消処分執行停止を命じることが確実視されている。

しかし、この審査請求は、沖縄防衛局が基地の建設という目的のために申請した埋立承認を取り消したことについて行われたものである。行政処分につき固有の資格において相手方となった場合には、行政主体・行政機関が当該行政処分の審査請求をすることを現行の行政不服審査法は予定しておらず（参照、行審1条1項）、かつ、来年に施行される新法は当該処分を明示的に適用除外としている（新行審7条2項）。したがって、この審査請求は不適法であり、執行停止の申立てもまた不適法なものである。

また、沖縄防衛局は、すでに説明したように「一般私人と同様の立場」で審査請求人・執行停止申立人になり、他方では、国土交通大臣が審査庁として執行停止も行おうとしている。これは一方で国の行政機関である沖縄防衛局が「私人」になりすまし、他方で同じく国の行政機関である国土交通大臣が、この「私人」としての沖縄防衛局の審査請求を受け、恣意的に執行停止・裁決を行おうというものである。

このような政府がとっている手法は、国民の権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するものであって、じつに不公正であり、法治国家に悖るものといわざるを得ない。

法治国家の理念を実現するために日々教育・研究に従事している私たち行政法研究者にとって、このような事態は極めて憂慮の念に堪えないものである。国土交通大臣においては、今回の沖縄防衛局による執行停止の申立てをただちに却下するとともに、審査請求も却下することを求める。

以上

《情報》

地方創生交付金 県内 15 事業に 4 億円 (東奥日報 10 月 28 日付の記事 要旨)

内閣府は 27 日、全国のモデルとなる先駆性を有した地方創生関連事業に取り組む自治体への交付金の配分額を発表した。県内では、県と 14 市町村が交付申請した 15 事業に対し、4 億 1415 万円の配分が決まった。

県内 15 事業の内訳は、複数の市町村を実施主体とした広域連携事業が 5 事業、単独の自治体で実施する通常事業が 10 事業だった。

配分額が最も多いのは、県が申請した「青森ライフイノベーション戦略ステップアップ推進事業」の 9860 万円。弘前市と大阪府泉佐野市が提案した「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」にも 3096 万円（弘前市分 1687 万円）が交付された。

県内では県、七戸町、東通村がそれぞれ申請した 5 事業の交付が見送られた。このうち県は交付金の配分を見込んで「子育て支援サービス情報発信事業」「幼保連携型認定こども園レベルアップ促進事業」の費用計 5249 万円を補正予算に盛り込み、既に県議会で可決されている。

政府は、全自治体が来年 3 月末までにつくる人口減対策の「地方版総合戦略」の参考にしてもらいたい考え。

ただ選ばれた事業を見ると、事前に内閣府が「優良事例」として示した観光振興などが大半で、自治体独自の提案が認められないケースも。「国の過剰な政策誘導では」との懸念も出ている。

石破地方創生担当相は記者会見で「満遍なく配ると先駆的事业への交付という意味がなくなる。趣旨にかなったものを採択した」と話した。

◎改訂版 どこを目指す, 地方版人口ビジョンと

総合戦略

自治体問題研究所常務理事・研究員 角田英昭

角田氏から上記の改訂版について、紹介がありました。以下改訂版の内容を掲載します。

はじめに

現在、各自治体は2015年度中に地方版人口ビジョンおよび総合戦略を策定するため、急ピッチで作業を進めている。政府の発表(2015年7月)によれば、交付金の上乗せがされる10月末までの策定状況は、都道府県(以下「県」)が36団体(81%)、市区町村が773団体(44%)である。

策定に向けては、既存の総合計画との調整や人材・ノウハウの確保、重要業績評価指標(KPI)の設定、PDCAサイクルの導入、効果検証等が求められ、民間シンクタンクへの丸投げや地域間格差の拡大も懸念されている。マスコミも「人材やノウハウが十分とは言えない自治体が、実効性のある戦略を立てられるのか」「具体的な施策は地方に委ねられる部分も多く、地域間の『勝ち組と負け組』による格差の拡大が懸念される」「内閣府関係者も『自治体が丸投げしてシンクタンク系が大儲けすることにならないか心配だ』と漏らしている」(朝日新聞 2014/12/19・28)と報道している。

こうした中、政府は相談窓口の設定や人材支援、策定指針、膨大なビッグデータの活用、細かな政策パッケージを示し、国の戦

略・方針の徹底を図り、財政誘導を行って早期の提出を求めているが、その地域・自治体の 30 年後、50 年後の姿、あり方を展望する計画づくりを、短期間の検討で拙速に進めようとしていること自体に問題がある。

いま自治体にとって大事なことは、地域にしっかり根をおろし、住民、職員、議員、地元企業、研究者等の参加で地域挙げての計画、まちづくりを進めていくことである。政府はこうした自治体の自主的、自律的な取り組みを支援し、医療や教育、雇用分野での制度整備を早急に行うべきである。

1 総合戦略等の策定に向けた政府の対応、自治体の動き

(1) 地域住民生活緊急支援交付金の創設と総合戦略策定費の確保

政府は、今年 1 月に総額 3.5 兆円の経済対策を決定し、「地方創生」施策の目玉である地域住民生活緊急支援交付金（総額 4200 億円）を設けた。交付金には地域消費喚起生活支援型（2500 億円）と地方創生先行型（1700 億円）の 2 種類がある。前者は地元の商店街で使うプレミアム付き商品券とふるさと名物商品券・旅行券の発行が基本であり、後者は地方版総合戦略の策定、地域しごと支援や創業支援、小さな拠点づくりなどに助成される。地方創生先行型交付金には基礎交付金（1400 億円）と上乗せ分（300 億円）がある。基礎交付分では①総合戦略策定費相当分として 1 県 2000 万円、1 市町村 1000 万円を確保。

②人口を基本としつつ小規模団体に割増、財政力指数、就業率、人口流出、少子化状況等に配慮して交付される。

上乗せ分は地方版総合戦略の策定期間、事業内容等を踏まえて交付される政策誘導を伴う競争的な交付金である。国の総合戦略、方針に沿った運用が徹底される。これは自治体間の競争を煽るも

のであり、これは本来の地域再生にはなじまず、基礎交付に一本化すべきである。

(2) 連携中枢都市圏の推進と財政措置

政府は、「地方創生」戦略の核である「新たな広域連携」＝連携中枢都市圏構想を推進するため、2014年度から「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」に基づき「新たな広域連携モデル構築事業」を全国9団体（盛岡市，姫路市，倉敷市，広島市，福山市，下関市，北九州市，熊本市，宮崎市）に委託した。圏域内市町村数は85以上になる。委託費は、2014年度予算額は約1.3億円で1団体概ね700～1250万円である。本格実施に向けては、連携中枢都市には「経済成長の牽引」および「高次都市機能の集積・強化」の取り組みに対して圏域人口75万人規模で約2億円の普通交付税措置、「生活関連連携機能サービスの向上」の取り組みに対して1.2億円の特別交付税措置がされ、連携市町村には1市町村当たり上限1500万円（年間）の特別交付税が措置される。

（以下つづく）